

# 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」等の一部改正について

令和8年5月12日  
環境生活部廃棄物指導課

## 1 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱等について

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）等では、事業者が廃棄物処理施設の設置等に係る申請又は届出を行う際には事前協議を要することや、設置する廃棄物処理施設が適合しなければならない構造や維持管理に関する基準等について定めている。

## 2 改正の概要

### (1) 「高度化法」の認定を受けた事業について事前協議を不要とする改正

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「高度化法」という。）第20条第1項の規定により国の認定を受けて事業者が設備を導入する際、処分業の変更届の提出が必要となる場合があるが、改正前の指導要綱においては、変更届の提出に当たって県への事前協議を必要としていた。

しかし、高度化法に基づく国の認定制度と、県独自の事前協議との間に手続が重複することから、今回の改正によりこれを不要とすることとした。

### (2) 他の収集運搬業者による積替・保管施設への搬入を一部認める改正

積替・保管施設が産業廃棄物の不適正処理の温床となっていたことから、指導要綱に基づく廃棄物処理施設の維持管理に関する基準においては、積替・保管施設での他の収集運搬業者による廃棄物の搬入、搬出を認めていない。

一方、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、リチウムイオン等の電池類が適正に処理されず、他の廃棄物に混入されるケースがあり、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあった。

これらの産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的として、優良認定事業者が維持、管理する積替・保管施設においては、一定の条件の下、これらの産業廃棄物の他の収集運搬業者による搬入を認めることとした。

## 3 施行日

令和8年5月12日